

	[1]
氏名	木村 光豪 <small>きむら みつひで</small>
博士の専攻分野の名称	博士（法学）
学位記番号	法博第14号
学位授与の日付	平成28年9月20日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	「移行期のカンボジアにおける人権と社会、文化—「人権のヴァナキュラー理論」構築に向けて—
論文審査委員	主査 教授 角田 猛之 副査 名誉教授 孝 忠 延 夫（関西大学） 副査 教授 市原 靖久

## 論文内容の要旨

### 1. 論文内容の要旨

「移行期のカンボジアにおける人権と社会、文化—「人権のヴァナキュラー理論」構築に向けて—」論文は、全体が3部に分節され、本論9章と序章および終章の全11章から構成されている。以下でその概要を提示する。

#### (1) 「本論文の意図と構成」

カンボジアは仏教的価値観に根ざした階層性の社会構造によって秩序と安定が保たれている上座仏教国である。フランスによる植民地化や長期にわたる内戦の影響を受け、カンボジアは激動の近現代史を経験してきた。1991年のパリ和平協定により20年に及ぶ内戦が終結し、国連統治下で総選挙が実施されて1993年に新憲法が公布された。これにともない、複数政党制に基づく自由民主主義体制の下でのカンボジア王国が誕生した。

伝統的価値観と階層的社会構造が根つき、内戦から和平そして社会主義体制から自由民主主義体制へと移行したカンボジアに、国際社会の強力な影響のもとで、西洋のリベラルな価値観を反映したさまざまな国際人権規範が急速に導入された。本論文では、和平協定以降の20年間の移行期のカンボジアにおける、政府と市民社会による国際人権規範の受容と変容の実態を、人権が有する規範、文化、制度という3つの側面から、主として人権の社会的アプローチを手がかりにして考察している。この点に本論文の意図と目的、そして最大の特徴がある。

このような意図に沿って、まずは序章において、人権社会学の立場から人権を考察するアプローチの一部、と木村光豪氏（以下木村氏とする）が位置づける「人権のヴァナキュラー理論」について論じている。そして、第Ⅰ部「人権の規範的側面」では、カンボジア王国憲法における人権規定の特徴、および、カンボジア政府による国際人権規範の受容と変容（それらを「国際人権の国内化」と呼ぶ）について、また第Ⅱ部「人権の文化的側面」では、国際人権規範を一般の人びとに伝えようとする市民社会、特にカンボジア人権 NGO

によるさまざまな実践、そして最後に第Ⅲ部「人権の制度的側面」においては、政府によるフォーマルな制度、および市民社会によるインフォーマルな制度によって運用されている、人権を実現するためのさまざまな仕組みについて分析している。

## （２）序章「人権のヴァナキュラー理論—文化多元主義的な人権の基礎理論」

序章では、まずは、本論文が主題として取り上げる「移行期のカンボジアにおける人権と社会、文化」を分析する枠組みとして、人権の社会学的アプローチが提示される。人権の社会学は「社会的事実としての人権」、すなわち、人権が法的権利として確立される過程、人権の社会的機能、その具体的形態、人権が理解されるあり様、人権の実践過程などを社会や文化との関係において明らかにしようとする実証的な研究である。この社会学的アプローチはさまざまな研究対象を有しているが、そのひとつに、人権が多元的に構築される実態を探求する「人権と多元的法体制」というテーマが存在する。そして木村氏は本論文において、そのようなテーマに対するアプローチの方法として、「人権の文化多元主義的アプローチ」に主として依拠している。

このようなアプローチを前提として、木村氏はさしあたり人権の概念を、「人間の尊厳のあり様を構想し実現することを目指す価値と規範および制度を含む概念」と定義する。そして、一般に「普遍的」とされているリベラルな人権（これを木村氏は「狭義の人権」概念と呼ぶ）は、主に自律・自立した個人による裁判を通じた法的権利の主張によって、人間の尊厳を実現する人権概念であると考えている。それに対して、特に非西洋社会においては、そのような狭義の人権とは異なる思考・方法で人間の尊厳を実現する人権概念が想定され、これを「広義の人権」概念と呼んでいる。そして、本論文が依拠する人権の文化多元主義的アプローチにとっての最大の関心事は、広義の人権概念を探求することに他ならない。

以上のことを踏まえて、本論文では人権をつぎの３つの側面から考察する。すなわち、フォーマルとインフォーマルな法に見られる人権規範（前者は法的権利、後者は道徳的権利）たる「人権の規範的側面」、そして、フォーマルとインフォーマルの双方を含む、人権を実現・保障するための仕組みたる「人権の制度的側面」、さらには、人権概念を支える文化的枠組みや価値観たる「人権の文化的側面」である。これら３つの相互関係は、規範と制度の基礎に文化が存在し、相互に影響を与え合う関係である。それと同時に、他のさまざまな社会状況にも開かれ、それらの状況の変化にも人権の３側面は応答している。

次に、人権の文化多元主義的アプローチに依拠して、非西洋社会に内在する広義の人権概念を探求するために、「人権のヴァナキュラー理論」が仮説として提示されている。国際人権法の研究においては、さまざまな国際人権保障システムを通して、国家が国際人権規範を受容し、遵守する過程が主として分析される。それに対して、人権のヴァナキュラー理論は、市民社会や草の根の人びとなどといった、さまざまなアクターが国際人権規範の受け手であると同時に送り手でもある面に着目し、種々の側面から分析する。そして、そうしたアクターが会う結節点において、相互に影響を与えながら国際人権規範が運用され解釈もしくは再解釈されつつ、受容され、普及していく過程が分析される。その上で、この理論は、第１に「人権のヴァナキュラー化」（国際人権規範のローカルな適用の過程）、第２に「ヴァナキュラーな人権」（普遍に通じるローカルな内発的人権概念および人権の機

能的等価物の創造と発見)、そして第3に、「ヴァナキュラーな人権の法化」(ヴァナキュラーな人権が国内法や国際法の規定・内容・解釈に影響を与える過程)という3つの局面を分析するための理論的枠組みである。従来、3つの局面は異なる学者によって研究されてきたが、本論文においては、これら3つの側面を合わせて、文化多元主義的な人権の基礎理論として、「人権のヴァナキュラー理論」というアプローチを提示している。この点に本論文の独自性がある。

## 第I部「人権の規範的側面」

### (3) 第1章「カンボジア王国憲法—人権規定の特徴」

1991年のパリ和平協定によって内戦が終結した後、国連の暫定的な統治下で行われた総選挙によって成立した制憲議会により、新憲法が採択された。本章は、その起草過程において新憲法の人権規定に影響を与えた国内外の諸要因と人権規定の特徴を、カンボジアの歴史的な文脈を踏まえて考察することを目的とする。

新憲法の人権規定の特徴として次のような点を指摘している。第1に、リベラルな側面。これは、国際人権条約の尊重と承認；死刑廃止；労働組合結成の権利と平和的示威行為の権利、等々に見られる。他方で、リベラルな側面を阻害する要素として、法律の留保や一般的制限事由により権利を制限する多数の規定が存在すること；思想・良心の自由が定められていないことが挙げられている。第2に、非差別・平等原則。これは、社会的に弱い立場に置かれた集団、とりわけ女性、子ども、そして内戦下での傷痍軍人とその家族を保護する複数の規定に見られる。第3に、伝統的要素。これは、立憲君主制の復活；仏教の国教化；クメール文化の保存と発展に関する規定、等々に見られる。

### (4) 第2章「国際人権法—政府の対応と人権観」

本章では、1993年に新憲法が施行されてから20年の間、カンボジア政府が批准した国際人権条約への対応について分析している。

まずは、国際人権条約の受容として、国際的実施すなわち、国際人権条約の批准、政府報告書の提出と審査、そして、国内的实施、とりわけ、裁判所における国際人権条約の適用、等々については着実に履行されている。次に、国際人権条約の実質的な受容については、自由権規約と普遍的定期審査の第1回政府報告書を素材として詳細に検討が加えられている。そして、自由権規約への対応については、たとえば、クメールの伝統と慣習の維持、表現の自由の大幅な制限といった諸点において、国際人権基準とは大きく異なっていることが指摘されている。これらの点において政府の人権観が最も鮮明に表明されていると木村氏は結論づけている。

### (5) 第3章「平和的集会法—集会の自由」

本章では、社会主義体制と自由民主主義体制における、集会の自由と平和的示威行為の権利に対する政府対応の共通面と相違点を、1991年のデモンストレーション法と2009年の平和的集会法の比較検討によって明らかにしている。そしてそれらの比較・検討を通じて、政府が有する人権観を浮き彫りにしている。

デモンストレーション法は、デモや集会の自由を権利として保障する規定が存在しない

こと、デモは暴徒化するという思考が底流に見られること、などの特徴を有している。そのために、新憲法が採択されて以降もこの法律は政府によって恣意的に解釈され、公共の秩序や安全のためにデモや集会を中止・解散することが正当化されてきた。

デモンストレーション法に代わって、2009年に平和的集会法が成立した。この法律は、表現と集会の自由を保障する法律であることを明記する反面に、曖昧な表現が多く、明確性の原則に欠け、デモや集会を制約する規定が存在すること、といった特徴がある。

平和的集会法はリベラルな人権観に依拠した規定を部分的に導入するものの、デモンストレーション法に見られるような、個人の権利が国家によって保障されるという社会主義的な人権概念に強く依拠していることを明らかにしている。

#### (6) 第4章「刑法の名誉棄損と煽動—表現の自由」

本章は、表現の自由に対する政府の対応、そこから見出される政府の人権観とそれを支える文化的要素について考察することを目的としている。そしてそのために、新憲法が採択される前後に制定された2つの刑法規定、特に名誉毀損と煽動について分析する。

国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)によって起草された暫定刑法は、表現の自由に関する5カ条の規定を持つ(たとえば、第61条「差別の煽動」、第63条「名誉毀損と侮辱」)。これらの規定は、人権侵害に対処するために最小限必要な内容を国際人権基準に基づいて定めたものである。さらに、2009年に採択された新刑法の起草過程を簡潔にのべた上で、表現の自由に関連する条文について検討している。その結果、新刑法の表現の自由に関する規定においては、厳罰化傾向が見られること、公人や公的機関に対する表現行為の犯罪化を促進すること、といった特徴が指摘されている。

このような新刑法の定める表現の自由に関する規定から推測されうる政府の人権観は、恩恵的な人権観であり、カンボジアの伝統的な恩顧主義的・縁故主義的な社会構造がそのような人権観を支えていることが明らかにされている。

## 第II部「人権の文化的側面」

#### (7) 第5章「人権教育—仏教を媒介とした戦略的な人権のヴァナキュラー化」

本章では、UNTACの統治下で開始されて以降10年間における、カンボジア人権NGOによって実施されてきた人権教育を手がかりとして、カンボジアの人びとに人権を理解させようとする教育実践の特徴を、人権のヴァナキュラー化という視点から考察することを目的としている。

まず最初に、国連における人権教育に関する議論を踏まえて、伝統的な文化的価値観に依拠しつつ人権を教育する創意工夫のなかに、文化的資源を有効活用して人権をローカル化しようとする、人権のヴァナキュラー化(これを「戦略的な人権のヴァナキュラー化」と呼ぶ)との接点があることが指摘されている。

次に、カンボジアの文化的資源である仏教を活用したローカルな人権NGOによる人権教育の事例を紹介している。そこでは、基本的な仏教の教えに仮託しつつ、主として世界人権宣言に定める人権の概念を説明していることが示される。そして、仏教の教えを人権教育に活用した理由としては、クメール社会にも人権概念が存在すること、人権という西洋起源たる概念の理解を得るためには、伝統的価値観を活用することが有効であること、な

どが指摘されている。

そして、仏教的価値観は、人びとを人権の知識へと誘う媒介的役割として大きな影響力があったと評価しつつ、カンボジアにおける人権教育の実践を人権のヴァナキュラー化という視点から考察している。また、仏教的価値観を活用した以上のようなカンボジアの人権教育は、伝統的価値観を通じて人権を教育・促進する代表的な事例として国際文書にも明記されており、これは、ヴァナキュラーな人権の法化を意味すると指摘している。

#### (8) 第6章「人権の基礎づけ—仏教に内在する人権の機能的等価物の探求」

本章は、カンボジア人権 NGO の仏教による人権の基礎づけを素材として、カンボジアにおけるヴァナキュラーな人権、すなわち仏教に内在する人権の機能的等価物を探求することを目的としている。

まずは、人権の基礎づけとヴァナキュラーな人権との関係について検討する。人権の道徳的基礎づけのひとつとしての実体的基礎づけたる「宗教的な基礎づけ」のアプローチ—すなわち、さまざまな宗教の教義によって人権を基礎づけること—から、リベラルな人権とは異なっているが、同様な機能を果たす人権概念（ヴァナキュラーな人権）が創造・発見されるということを描く。

それを前提として、代表的な人権 NGO のひとつである「カンボジア人権研究所」が作成した調査報告書に依拠して、人権と仏教を架橋する事例を詳細に紹介している。仏教に内在する人権の機能的等価物の特徴として、次のような諸点が存在する。すなわち、仏教は、「負荷なき自我」という自律的個人やコミュニティに埋め込まれた他律的個人でもなく、協働する個人を前提とすること；権利の主張より責任や義務の相互の履行を重視すること；敵対性に基づく自己主張ではなく、他者に配慮した自己抑制的な調和や和解を志向すること、等である。

### 第Ⅲ部「人権の制度的側面」

#### (9) 第7章「カンボジア特別法廷—移行期正義の実現」

本章は、クメール・ルージュによる大規模な人権侵害を主導した上級指導者だけを裁くための裁判と、国民和解という、双方の目的を促進するために設置されたハイブリッド法廷である「カンボジア特別法廷」を、国際基準をローカル化するさいの特徴と背景、その社会的影響に着目するアプローチに依拠して考察する。

最初に、カンボジア特別法廷は修復的正義の側面が最も充実したハイブリッド法廷であることが指摘される。そのハイブリッド性のひとつは、民事当事者制度に依拠することで、被害者が当事者として裁判過程に参加できることを保障している点に見られる。そしてさらに、カンボジア特別法廷は集団的・道徳的賠償だけを認めた初めてのハイブリッド法廷である。従来は、このような賠償は真実和解委員会の勧告によって実施されてきた。その意味で、カンボジア特別法廷は応報的正義と修復的正義を同時に実現しようとする点において、新たなタイプのハイブリッド法廷の先駆的事例であると指摘する。

クメール・ルージュによる大規模な人権侵害に責任を有する上級指導者だけを裁き、修復的正義の要素をも広範に取り入れたカンボジア特別法廷は、カンボジアの文化的伝統たる仏教の価値観に適合している。最後に、カンボジア特別法廷は、応報的正義と修復的正

義を同時に実現しようとする新たなモデルとしてのハイブリッド法廷であること、また、国際刑事司法に被害者が参加する権利や賠償の中身を拡充すること、さらには、真実に対する権利の実体化において国際規範に寄与しうる可能性を持つことなどが指摘されている。

#### (10) 第8章「代替的紛争解決—仲裁評議会による労働紛争の解決」

仲裁評議会は、カンボジアで公式化された代替的紛争解決機関としては最も成功した事例である。そこで本章では、労働紛争解決機関たる仲裁評議会を手がかりとして、国際労働基準をカンボジア国内において実現する仕組み、そしてその社会的影響などを考察している。

仲裁評議会は、非常勤のボランティア仲裁人たる、使用人、労働者、政府からなる独立機関であり、集団的労働紛争のみを処理する機能を有している。そして、仲裁評議会による紛争解決の事例として最も興味深いのが、権利をめぐる紛争においても司法に頼らずに、紛争当事者に対する国内外からのグローバルな連帯によって、さまざまな利害関係者の説得と対話によって紛争が解決されることである。

仲裁評議会は国内外の専門家だけでなく紛争当事者からも高く評価されている。それが人権の保護・促進に与えてきた社会的影響としては、裁判ではなく説得や対話により権利が実現される仕組みを創造し、また、権利意識の向上や「法の支配」の強化がもたらされることなどが明らかにされている。

#### (11) 第9章「コミュニティ・ジャスティス—インフォーマルな和解の実践」

本章は、ローカル NGO により草の根レベルで「下から」記憶と歴史を共有することを通じて、コミュニティにおける和解を促進するためのさまざまな実践を手がかりとして、カンボジアにおけるコミュニティ・ジャスティスについて考察している。

カンボジアの伝統的な紛争解決である somroh somruel (クメール語で「調停」や「和解」という意味) は、インフォーマルな ADR として村レベルで村長や長老によって実施されてきたし、現在も行われている一方で、それらは公式化された制度化もされてもいる。また、先住民族の間では、加害者と被害者の和解やコミュニティの連帯を目的として、コミュニティの複数の構成員が参加し、調停者や長老による公平な判断による合意を強調した、慣習法に基づく紛争解決—修復的正義による和解が実践されている。

カンボジア特別法廷が活動を開始して以降、国による「上から」の国民和解の促進とは異なり、ローカル NGO によりクメール・ルージュ時代の記憶と歴史を「下から」集合的に紡ぐことで和解を促進するためのさまざまな実践が行われている。こうしたローカル NGO の活動の一部がカンボジア特別法廷の判決によって、集団的・道徳的賠償としてフォーマル化されることになる。そしてまさにこの点に、カンボジアにおける草の根の和解を目指す実践の独自性が存在すると指摘されている。

#### (12) 終章「課題と展望」

本章では、まず最初に「移行期のカンボジアにおける人権と社会、文化」について、以下のようなポイントが指摘されている。第1に、人権規範を定着させようとするアクター間において一定の相克が存在すること。すなわち、政府による国際人権の国内化において

は否定的に、反面、市民社会による人権のヴァナキュラー化では肯定的に定着させようとする傾向があること。第2に、そのような相克が存在するにもかかわらず、双方が共に自らの立場から仏教的教義、実践に依拠した伝統的価値観を利用していること。すなわち、政府は秩序維持といった現状肯定の価値観を重視する反面において、市民社会は仏教的価値観を人権に適合するように再解釈し、取り込もうとしているのである。第3に、アクターの立ち位置の相違や国際社会の関与などによって、双方が人権規範と伝統的価値観のどちらに重点を置くかに差異が見られること。政府に関しては、国際社会の関与が相対的に高かった憲法、国際人権法、仲裁評議会、等々に関しては一定程度人権規範に配慮する一方で、公の秩序と国の安全にかかわる規範と制度については人権規範を抑制する傾向が見られる。それに対して、市民社会においても、人権規範を志向するNGOもあれば、伝統的価値観を志向するNGOも存在する。こうした諸点から、移行期にあるカンボジアでは、規範、文化、制度という人権の3側面において、人権規範に対する肯定と否定、そして伝統的価値観と人権規範の共存という二重の意味で、人権が多元的に交差する現象が見られると結論づけている。

次に、本論文が人権のヴァナキュラー理論に関して新たに付け加えた知見を、以下のよう整理している。第1に、人権のヴァナキュラー化については、同じ立ち位置にあるアクター間であっても、ヴァナキュラー化の類型や形態に相違が見られること；人権の3側面が相互に影響するさまざまな関係を提示したこと、である。そして第2に、ヴァナキュラーな人権については、仏教的価値観に人権の機能的等価物が存在することを明らかにしたこと。第3に、ヴァナキュラーな人権の法化については、仏教的価値観に根ざした人権教育がその国際基準に影響を及ぼした事例を明らかにしたことである。

そして最後に、人権の「普遍性」と文化の多元性とを共存させるという、今後の人権研究にとって最大の課題に取り組む上で、文化多元主義的な人権の基礎理論を目指す人権のヴァナキュラー理論が寄与しうると指摘している。

## 論文審査結果の要旨

### 2. 論文審査の概要

#### (1) 分析枠組みに対する評価

本論文では、「移行期のカンボジアにおける人権と社会、文化」を考察するために、人権の社会的アプローチを主たる分析枠組みとしている。そして木村氏は、人権社会学のテーマのひとつたる「人権の多元的法体制」研究を踏まえて、文化多元主義的な人権アプローチを採用し、その方法論を探求している。そのために、人権概念を人間の尊厳を中核に据えて仮説的に定義したうえで、一般に「普遍的」とされている西洋起源のリベラルな人権観とは異なる人権概念も考えられうると仮定している。

次に、人権を次の3側面、すなわち、第1に、フォーマルな実定法とインフォーマルな「生ける法」の双方を含む規範、そして第2に、文化、すなわち人権概念を支える文化的

価値観、さらに第3に、制度、すなわち人権を実現するフォーマルとインフォーマルな仕組み、という3側面から考察することを提案する。そしてこれらの3側面においては、文化的側面が規範と制度の側面を基礎づけ、また3側面は相互に影響を与え合うと同時に、他のさまざまな社会的要因にも開かれていると想定している。

また分析対象としては、国際人権規範を定着させようとする政府と市民社会の実践を取り上げる。第1に、政府による国際人権規範の受容と変容については、「国際人権の国内化」という分析方法を採用する。国際人権の国内化とは、国際人権条約の国際的および国内の実施という国際人権法分野における研究に依拠しつつも、人権に関する国際規範と国内規範の差異を「文化触変」（異質な文化が接触するさいに生じる文化の変容過程）の視点から分析することを意味する。第2に、市民社会による国際人権規範の受容と変容については、特に非西洋社会の人権の様相を考える操作的な分析枠組みであり、文化多元主義的な人権の基礎理論を目指す「人権のヴァナキュラー理論」によって考察する。

本論文の分析枠組みとして、人権社会学、人権の文化多元主義的アプローチ、人権の3側面、人権のヴァナキュラー理論といった諸々の方法論上の概念や概念枠組みが提示されている。これらは法学、主として憲法学や法哲学といった、人権研究を担ってきた伝統的な法学分野にはなじみの薄いものであり、また世界的に見ても新たな学問・研究分野に依拠して導き出されてきたものである。しかし、それらの概念は非西洋世界における人権と社会や文化を考え、文化多元主義的な人権の基礎理論を目指す分析的な道具概念として、本論文において適切かつ説得的に構成されているといえる。いまだ操作的であり仮説的な提示ではあるものの、新たな分析枠組みや研究分野を開拓しようとする木村氏の意欲は高く評価される。

「普遍的」人権概念に対する多文化主義や文化相対主義などの観点からのさまざまな批判が存在するなかで、木村氏が提示するこれらの操作的な分析枠組みは、リベラルな人権概念の「普遍性」が自明視されている点を相対化することにおいて十分に意義があることが認められる。

## （2）分析内容に対する評価

第I部「人権の規範的側面」では、カンボジア政府による国際人権の国内化の特徴が明らかにされている。カンボジアの憲法と国際人権法においてはリベラルな要素と伝統的価値観が混在している。ただし、憲法はリベラルな要素に伝統的な仏教的価値観を接ぎ木し、秩序維持という政府が有する自己利益を強調する。他方で、国際人権法はリベラルな要素を漸進的に取り込んでいく方向に向かいつつある。それに対して、平和的集会法と刑法の表現の自由に関する規定は、伝統的価値観によってリベラルな要素を制限・抑圧する姿勢が強く見られる。このように、カンボジア政府の対応が法分野に応じて異なっていることが明らかにされている。

第II部「人権の文化的側面」では、人権教育と人権の基礎づけを手がかりとして、カンボジア人権NGOによる人権のヴァナキュラー化を考察している。そこでは次のような特徴が指摘されている。第1に、カンボジアの文化的伝統である仏教教義を巧みに活用した人権理解を促進する営み、すなわち、「戦略的な人権のヴァナキュラー化」を観察することができる。第2に、カンボジアにおける仏教的価値観を戦略的に利用した人権教育は、地域

の文化的価値観に根ざして「普遍的な人権文化」を促進した模範的事例として世界的に知られ、複数の国際文書にも記されている。これは、人権教育分野におけるヴァナキュラーな人権の法化である。第3に、人権を仏教的価値観によって基礎づけようとする試みからは、リベラルな人権概念とは異なる用語と方法を取りつつも、それと等価な機能を果たす仏教的価値観に内在する人権概念、すなわち、カンボジアにおけるヴァナキュラーな人権が姿を現している。

第Ⅲ部「人権の制度的側面」では、政府による国際人権の国内化について、カンボジア特別法廷と仲裁評議会の構造や機能、特徴が検討されている。カンボジア特別法廷は修復的正義の側面を広範に組み入れたが、司法による正義の実現は限定的である。また、国際的要素よりも国内的要素が強い国内法で設置されたハイブリッド法廷であることから、政府の自己利益に重点が置かれている。他方で、仲裁評議会は「拘束力のない裁定」による調停や和解という伝統的な紛争解決方法を導入したこと以外は、労働に関する国際人権基準を備え、実現していることから権利促進に適合する制度である。

インフォーマルな制度的側面における市民社会による人権のヴァナキュラー化については、ローカルNGOによる記憶と歴史を共有することを通じたコミュニティ・ジャスティスの実践が考察される。そこでは、和解という伝統的価値観や仏塔の建立という仏教儀式をクメール・ルージュの被害者と加害者の関係改善そしてコミュニティ全体の修復と復興という現代的課題に応用している。

ただし、人権の制度的側面を考察するために本論文で取り上げられた事例は、人権を保障する仕組みとしては主要なものではないゆえに、その特徴を分析するには不十分であろう。やはり憲法裁判所や通常裁判所の構造、権限、実態を分析する必要があると思われる。

また、人権の3側面の相互関係については、人権の規範的側面と制度的側面のいずれにも文化的側面が肯定的・否定的に影響を与えたとのべている。政府による国際人権の国内化では否定的に、市民社会による人権のヴァナキュラー化では肯定的に文化的側面が利用される傾向が見られる。また、人権の制度的側面では、伝統的価値という文化的側面を巧みに取り込んだことで、制度が人びとの信頼感を得て積極的に利用され、そのことがカンボジア人の権利意識を高めてきた。これは、人権の規範的側面と制度的側面が文化的側面に影響を与えた場面である。さらに、仲裁評議会による裁定は先例として法規範を創造しており、それが「法の支配」を充実することに通じてもいる。これは、制度的側面が規範的側面に影響を及ぼした事例である。こうした指摘から、人権の3側面は文化的側面によって決定されるわけではなく、構造（規範と制度の側面）が文化的側面にも影響を及ぼすことが確認されている。

以上の分析から、移行期のカンボジアには、国際人権規範を定着させようとするアクター間に一定の相克が存在すると木村氏は指摘する。政府はその定着にどちらかといえば否定的、他方で市民社会は積極的にそれらを定着させようとしている。こうした相克と同時に、双方が伝統的価値観を自らの立場から利用するという側面も存在するという。ここには、国際人権規範に対する否定と肯定そして伝統的価値観と国際人権規範の共存という、二重の意味で人権が多面的に交差する現象が看取できると結論する。

以上のように、木村氏自身が提示した議論の枠組みに沿って、内戦から和平そして社会主義体制から自由民主主義体制へと移行して20年が経過した移行期のカンボジアにおい

て、政府と市民社会による国際人権規範を受容し、変容してきた過程の諸特徴を導き出すという、木村氏が設定した目的は一定程度果たされていると評価することができる。

### (3) 今後の課題

本論文を通じて提起された基本的な問題は以下のとおりである。まず第1に、法と社会・文化との関係をどう理解するのか。実定法学では精緻に展開されてきた学説や判例に依拠して法を解釈することを重視するため、社会や文化を主たる考察対象としない傾向がある。他方で、法社会学や法文化論では法の存在を社会・文化と関係づけつつ考察する。このような方法論上の相違の延長線上に、人権の普遍主義と文化相対主義という課題を位置づけることができる。すなわち、実定法学では基本的に、「普遍的」とされる人権が、西洋起源のリベラルな思想を基礎とする人権であるにもかかわらず、人権の「普遍性」あるいは「普遍的」人権を自明視している。他方で、文化相対主義者は人権の普遍性を否定し、各文化に固有の人権概念や人間の尊厳概念を探求する。

人権の普遍主義と文化相対主義の対立は両説の歩み寄りを探求する方向へと研究がシフトしてきている。そのひとつとして、本論文で依拠する文化多元主義的な人権のアプローチがある。これは一定の普遍的な人権基準の存在を前提することで文化相対主義の問題点を回避する一方で、西洋のリベラルな人権以外の人権概念を探求し、それを前者に取り込もうとするアプローチである。木村氏は一定の普遍的な人権基準として既存の国際人権規範を想定している。しかしながら国際人権基準やそれに関する言説は、それとは一致しない「文化」を他者化し、変わるべきはその「文化」であると認識する傾向が強い。これに対して木村氏は、国際人権規範に非西洋諸国に存在する人権概念を組み込むことで、リベラルな人権観を体现する国際人権規範をより「普遍化」することを目指している。そのために、文化多元主義的な人権の基礎理論として「人権のヴァナキュラー理論」という仮説を提唱しているのである。

この理論で示される最も重要な概念である「ヴァナキュラーな人権」、すなわち、リベラルな人権概念とは異なる用語で示されてはいるが、それにもかかわらず同じ機能を果たす人権概念は、きわめて有益な概念である。なぜならば、人間の尊厳が人権の根底にあるとすれば、人間の尊厳を実現する方法が法的権利かヴァナキュラーな人権なのかは、用語の問題にすぎないと考えられるからである。ただし、ヴァナキュラーな人権は法的権利ではなく道徳的権利であるゆえに、道徳的権利は法的権利の基盤であると想定するとしても、実定法学では検討されることはほとんどない。そこで「ヴァナキュラーな人権の法化」を解明することが必要とされる。しかし、この研究は、「国際法に対する第三世界アプローチ」が近年主張されてはいるが、いまだ緒についたばかりである。本論文においても、カンボジアに内在するヴァナキュラーな人権の法化についての事例は、人権教育と文化的生活に参加する権利において部分的に紹介されているに過ぎない。他の国における事例も含めて、さらに実証的に研究・紹介されることが、この分野における今後の最大の課題である。

以上の課題とも密接にかかわるが、法学上の根本的な課題として浮かび上がるもうひとつの問題は、法実証主義＝国家法一元論と法多元主義の対立である。この対立枠組みにおいて、木村氏は、西洋のリベラリズムが「普遍的」だと想定する人権というテーマを検討している。それに加えて、著者は非西洋社会に内在するヴァナキュラーな人権の探求の必

要性を主張しているがゆえに、本論文はきわめて論争的であり、問題提起的な論文であるといえる。したがって、法実証主義者からはさまざまな批判、たとえば、ヴァナキュラーな人権は果たして人権と言えるのか、それは個人の権利を保障するのか、等の批判が加えられるであろう。したがって、そうした批判に的確に応えるため、これまでリベラルな人権観を批判してきた立場、すなわち、コミュニタリアンやフェミニズムなどの主張、そしてそれらの批判に対するリベラリストの応答を整理して参照することが必要であると思われる。しかしながら本論文においてはこの点に対する検討はなされていない。したがって、このような作業を通じて、人権のヴァナキュラー理論をより深化させ、発展させることが期待される。

今後は、このような課題に木村氏が取り組むことで、特に人権のヴァナキュラー理論を充実させること、そしてその分析枠組みをカンボジア以外の国に適用して理論の実証性を高めることを望むことにしたい。

### 3. 外部評価：『法律時報』における「学界回顧」での評価

本論文の元になった『関西大学法学論集』に掲載された論文に対する「学会回顧」での言及、評価を以下に掲げておく。

#### (1) 『法律時報』「特集：2014年学界回顧」（第86巻13号(2014年)）

##### (a) 「法社会学」9 市民社会／グローバリゼーション」

「法の支配、司法の独立、人権といった西欧社会で形成されてきた概念が、グローバルな価値として非西欧社会へと拡大するなかで生じる問題を扱うものとして、木村光豪「カンボジアにおける代替的紛争処理」（関法 63.5）」（269頁）

##### (b) 「アジア法」3 東南アジア（1）各国」

「カンボジアについて、木村光豪「カンボジア王国憲法の人権規定」（関法 63.6）は、1993年憲法の起草過程において競合する利害関係者の政治的駆け引きが憲法の内容に与えた影響と人権規定の特徴を考察する。同「カンボジアにおける代替的紛争処理」（関法 63.5）は、カンボジアの仲裁評議会を取り上げ、伝統的に共同体で機能してきた規範と紛争解決方法を国際規範による技術援助を通じて新たな人権基準の導入によって補足して、効果的に機能していると論じる。」（308頁）

#### (2) 『法律時報』「特集：2015年学界回顧」（第87巻13号(2015年)）

##### (a) 「法社会学」9 市民社会／グローバリゼーション」

「木村光豪「人権の文化多元主義的アプローチの可能性」（関法 64.5）は、社会的事実としての人権という視点から、文化の差異を尊重し配慮する、人権のヴァナキュラー理論を呈示する。同「カンボジアにおけるヴァナキュラーな人権」（関法 65.2）は、カンボジアを対象に、同理論について検討する。」（275頁）

##### (b) 「アジア法」3 東南アジア（2）各国」

「カンボジアについて、木村光豪「カンボジア政府による国際人権法への対応：政府報告書審査に見る人権観を中心に」（関法 64.2）は、自由権規約の政府報告書、その審査過程と総括所見及び国連人権理事会での普遍的定期審査を素材にカンボジアの人権観の特徴を探る。同「移行期のカンボジアにおける戦略的な人権のヴァナキュラー化：ローカル人権 NGO による仏教を媒介として人権教育を中心に」（関法 64.6）は、国際人権

規範をローカルで適用、土着化する実践的な過程を意味する「人権のヴァナキュラー化」の一事例として、カンボジアのローカル人権 NGO による仏教に根ざした人権教育を考察する。」(311 頁)

#### 4. 論文審査の結論

以上の「2. 論文審査の概要」で示したように、本論文は、内戦終結後の移行期カンボジアにおけるリベラルな人権の受容と変容について、文化多元主義的な人権の基礎理論として著者が仮説的に提示した「人権のヴァナキュラー理論」に依拠して詳細に分析した極めて意欲的な論文である。また、各論的分析においても、9 章にわたって、カンボジア王国の憲法、国際人権法、刑事法や特別法廷、コミュニティ・ジャスティス、仲裁評議会による代替的紛争解決のあり方、さらには、仏教的教義、実践に基づく人権教育、等々を手がかりにして、カンボジアにおけるヴァナキュラーな人権のあり方を極めて詳細に分析している。また、参照文献からも明らかなように、木村氏は和文（本論文の約 9 頁にわたって掲載）、欧文（同じく約 20 頁にわたって掲載）双方の膨大な文献を渉猟しつつ、以上の綿密な分析を行っている。さらにまた、本論文の元になった多くの論文が「学会回顧」において取り上げられていることが示しているように、本論文の学術的意義は大きいものといえる。

よって、本論文は、提出者木村光豪氏が研究者として自立して研究活動を行うに足る高度の研究能力と豊かな学識を備えていることを示すに十分なものと評価される。

平成 28 年 7 月 27 日、各審査委員出席のもとに、木村氏に対して、論文内容及びこれに関係する事項について試問を行った結果、合格と判定した。